# 茨歯会報

No.633

茨城県歯科医師会
Ibaraki Dental Association

May
2022
令和4年
5

# 茨歯会報 No.633

Ibaraki Dental Association
公益社団法人 茨城県歯科医師会

## Contents


デンタルアイ 1
北見　英理

理事会報告 5

会務日誌 7

地域保健委員会だより 9

医療管理委員会だより 12

学校歯科委員会だより 14

専門学校だより 18


**表紙写真について**

目の覚めるような清々しい新緑の中を四段に渡って水が流れ落ちる、日本三名瀑のひとつ「袋田の滝」です。

（社）鹿行歯科医師会　出久根 亮一

ホームページアドレス
http://www.ibasikai.or.jp/

DENTAL eye

# 「産業保健について」

常務理事
北　見　英　理

会員の皆様には、平素より地域保健活動にご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今回は産業保健について少し掘り下げてお話したいと思います。

地域保健委員会では、歯科医師による特殊健康診断を法規に沿って実施できる歯科医師の養成を目指し、2016年４月より歯科特殊健康診断認定歯科医師制度を導入しました。この認定講習会は、茨城県歯科医師会独自の制度で、日本歯科医師会の産業歯科医研修会とは異なります。昨年度は、2022年３月31日に開催し、35名の先生方がWEB受講されました。講師は、県歯の産業口腔保健統括マネージャーの戒田敏之先生と伊藤博明先生にお願いしました。このお二人の先生は、茨城労働基準協会から依頼を受けて有機溶剤や酸欠危険作業等の作業主任者技能講習会等の講師も務めており、多大なるご協力を頂いています。この場をお借りし御礼申し上げます。

最近の労働衛生の動向について、私たちと特に関係があるところを抜粋しました。

**Ⅰ．改正THP指針公示される**

厚生労働省は令和３年２月、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（通称：THP指針）」の改正を公示し、令和３年４月１日より適用されました（健康保持増進のための指針公示第８号）。今回の改正では、事業場において労働者の健康の保持増進のために行う健康教育等の措置について、事業場内の産業保健スタッフ等に加えて、積極的に事業場外資源（労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、医療保険者、地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体または産業保健総合支援センター等）を活用しながら健康状況の把握や健康指導、健康相談等について、効果的に取組を行うこととしています。（THP参照図あり）

**Ⅱ．今後の化学物質管理のあり方検討会　報告まとまる**

化学物質による労働災害は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く）も頻発している状況にあります。こうしたことなどから、化学物質による労働災害を防ぐため、厚生労働省に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」が設置・開催され、その報告書が令和３年７月19日に公表されました。（以下、関連

ある所のみ抜粋)

1．化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

職場における化学物質管理を巡る現状認識を踏まえ、有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、以下のとおり、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（以下「自律的な管理」という）に見直すことが適当である。自律的な管理の導入を促進し、５年程度を目途として中小企業を含め定着させることを目指して、国は様々な業種、業態、作業において、現場の実態を踏まえた合理的かつ実行可能性のあるリスクアセスメントが行われるよう、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を見直すとともに、化学物質管理を担う人材の育成や各種支援策の充実等を図ることが適当である。

2．特化則等に基づく措置の柔軟化（特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し）

特化則等に基づき６月以内ごとに１回の実施が義務付けられている健康診断について、海外の動向調査によれば、有害物へのばく露の可能性がある労働者への健診は「１年～２年以内ごとに１回」が主流であり、「６カ月以内ごとに１回」のものは一部のものだけであったこと、近年の職場環境の改善や、業種・作業によっては取扱量が極めて少ない場合があるなど、ばく露が著しく低い労働者に対して、必要以上に健康診断が実施されている可能性があることなどから、健康診断の実施頻度は、当該物質の危険性・有害性等や労働者のばく露の状況に応じて適切な頻度で実施する仕組みに見直すことが適当である。

## Ⅲ．有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断（歯科特殊健康診断）に関する改正について

令和４年３月23日に開催された第146回労働政策審議会安全衛生分科会において、労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）、下記の資料が示された。

1．改正の趣旨

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第３項において、事業者は、有害な業務に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断（以下「歯科健康診断」という）を行わなければならないとしており、その具体的内容について労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号以下「安衛則」という）第48条で定めている。

・また、安衛則第52条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっている。

・今般、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自

主点検の結果により、常時使用する労働者が50人未満の事業場においては、歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明した。

・また、同じく有害業務に従事する労働者に対する健康診断として特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）や有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において規定されている健康診断（以下「特殊健康診断」という）においては、事業場の人数にかかわらず、全ての事業者に対して当該健康診断の実施について報告義務が課されている。

・そこで、他の特殊健康診断と同様に歯科健康診断の報告義務についても、実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、事業場の人数にかかわらず、実施報告の義務付けを行うこととし、安衛則第52条等について所要の改正を行うものである。

２．改正の内容

・歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとする。

・加えて、現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第６号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第６号の２）」を新たに作成する。報告事項は様式第６号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容を把握するため、様式第６号の２には、様式第６号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加することとする。

３．施行時期

令和４年10月１日（予定）

わが国の人口構成が高齢化に向かうなかで，労働力人口に占める高齢者の割合も増加しています。こうした人口構成の変化の中で、労働者一人ひとりが心身ともに健康を保ちながら、意欲や能力を一層発揮できる環境づくりが重要な課題となってきています。

18歳以上の成人期（職域）における歯・口腔の健康づくりについては、法的な義務がなく（歯科特殊健康診断を除く）立ち遅れているのが現状です。成人期は、歯周病の増加や喪失歯の増加の時期であり、健康寿命にも影響するため対策が急がれます。

前記した改正THP指針にも、【高齢期の健康悪化を防ぐ中長期的・予防的な観点から、若年期からの運動習慣、歯・口腔の健康維持等の健康保持増進に取り組むことが有効です。行動の習慣化、数値や指標を活用した身体状況の見える化によって、若年期から労働者自身の「自覚」を促し、健康保持増進に自発的に取り組んでもらえるような取組を行いましょう】と記されています。

このようななかで、従来はあまり行われることがなかった歯科領域からの地域と職域の連携は今後大きな役割を持つと思われます。先生方には、歯科特殊健康診断、THPでの口腔保健指導や一般歯科健康診断等を通じて、新たな産業保健事業に取り組まれ、産業保健をさらに推進

いただければ幸いです。今後とも、地域保健活動にご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※参考資料としてご活用ください

・職場における心とからだの健康づくりのための手引き～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～（厚生労働省）

・職域等で活用するための歯科口腔保健推進の手引き（8020財団・2020年度調査研究事業）

・職域等で活用するための歯科口腔保健エビデンス集（8020財団・2021年度調査研究事業）

THP図

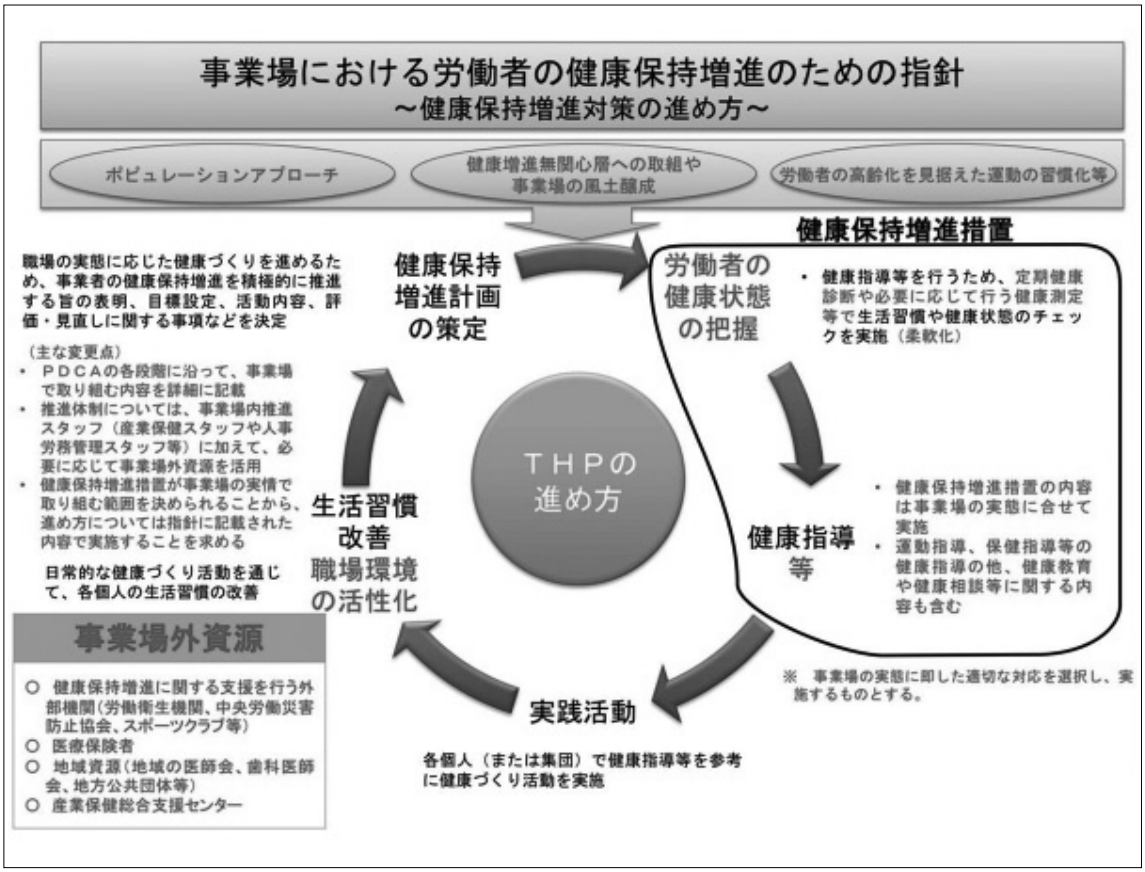

# 理事会報告

## 第13回理事会

日　時　令和４年３月17日（木）午後３時
場　所　茨城県歯科医師会館　会議室
報告者　柴岡　永子

**１．開　　会**
**２．会長挨拶**
**３．連盟報告**
**４．報　　告**
(1) 一般会務報告

(2) 開業予定の歯科医院について

(3) 疾病共済金の支払いについて

(4) 学校評価委員会報告について

(5) 令和３年度専門学校の就職状況について

(6) 金銀パラジウム合金に係る日歯要望書の提出について

(7) 各委員会報告について
　地域保健・学校歯科委員会、社会保険委員会、専門学校

(8) その他

**５．協議事項**
(1) 入会申込みの受理について

| | | |
|---|---|---|
| 蛭田　賢先生 | 日立地区 | １種 |
| | 東歯大卒 | 承認 |
| 松井　俊輔先生 | 東西茨城地区 | ２種 |
| | 日歯大卒 | 承認 |
| 長田　慶太先生 | 県南地区 | １種 |
| | 日大松戸卒 | 承認 |
| 鶴見　　誠先生 | 県西地区 | ２種 |
| | 日大歯卒 | 承認 |
| 坂本健二郎先生 | 西南地区 | １種 |
| | 九歯大卒 | 承認 |
| 寺田　和浩先生 | つくば地区 | 準会員 |
| | 東北大歯卒 | 承認 |
| 栁川　　徹先生 | | 準会員 |
| | 医歯大卒 | 承認 |

(2) 令和３年度第２回地区会長協議会の提出議題について
　承認

(3) 令和４年度事業計画（案）について
　承認

(4) 令和４年度収支予算（案）について
　承認

(5) 令和４年度設備投資の見込みについて
　承認

(6) 令和４年度年間スケジュール（案）について
　承認

(7) 会員功労者の表彰候補者について
　承認

(8) フッ化物洗口推進プロジェクトチームの設置について

承認

(9) 診療所開業・会社設立時の手続き等について

承認

(10) ウクライナ支援のための義援金について

【日本歯科医師会依頼】

会長一任

(11) その他

【今後の行事予定について】

4月21日（木）16時から　第１回理事会

5月19日（木）16時から　第２回理事会

株式会社岩瀬歯科商会 HENRY SCHEIN
株式会社ウチヤマ HENRY SCHEIN
▶
HENRY SCHEIN J.East ヘンリーシャインジャパンイースト株式会社

株式会社岩瀬歯科商会 と 株式会社ウチヤマ は ヘンリーシャインジャパンイースト株式会社 に社名変更いたしました

改めまして、私たちはヘンリーシャインジャパンイーストです！

We try best! -for healthy and white teeth-

事業所案内

| | | |
|---|---|---|
| 宇都宮支店 | 宇都宮市平出工業団地37-6 | TEL:028-613-5858 |
| 水戸支店 | 水戸市白梅2-8-18 | TEL:029-225-6543 |
| 松戸支店 | 松戸市幸谷1504-4 | TEL:047-345-3131 |
| 千葉支店 | 千葉市中央区浜野町879-1 | TEL:043-305-1182 |
| 上野支店 | 台東区台東2-23-7 | TEL:03-3832-8241 |
| 古河支店 | 古河市下山町9-60 | TEL:0280-30-1582 |
| 福島支店 | 福島市鎌田字卸町4-1 | TEL:024-552-1161 |
| 世田谷支店 | 世田谷区玉川台2-11-17-101 | TEL:03-5491-7595 |
| 練馬営業所 | 練馬区豊玉北4-14-11 1F | TEL:03-5912-1180 |
| 横浜支店 | 横浜市磯子区中原2-1-19 1F | TEL:045-770-4182 |
| 前橋支店 | 高崎市京目町176-2 | TEL:027-350-8241 |
| 厚木支店 | 厚木市酒井2087-14 | TEL:046-228-5550 |
| 大宮支店 | さいたま市見沼区東大宮7-41-1 | TEL:048-688-1740 |
| 盛岡上堂支店 | 盛岡市上堂1-6-5 | TEL:019-648-2777 |
| 盛岡本宮支店 | 盛岡市本宮6-24-43 1F | TEL:019-635-7750 |
| 東大和支店 | 東大和市立野3-640-1 | TEL:042-590-5770 |
| つくば営業所 | つくば市花室940-6 | TEL:029-863-0720 |
| 仙台支店 | 仙台市若林区荒井5-7-6 | TEL:022-794-7066 |

# 会務日誌

**３月１７日**　第３回講師会を開催。（WEB参加も可能）。進級判定及び単位認定、特待生の選考等について協議を行った。

出席者　大字校長ほか19名（内WEB参加９名）

**３月１７日**　第８回広報委員会を開催。広報座談会、茨歯会報４月号の校正編集作業、会報の表紙写真担当、会報用ファイルの「色」、レディースコーナーについて協議を行った。

出席者　柴岡広報部長ほか６名

**３月１７日**　第13回理事会を開催。入会申込みの受理、令和３年度第２回地区会長協議会の提出議題、令和４年度事業計画（案）、収支予算（案）、設備投資の見込み、年間スケジュール（案）、会員功労者の表彰候補者、フッ化物洗口推進プロジェクトチームの設置、診療所開業・会社設立時の手続き等、ウクライナ支援のための義援金について【日本歯科医師会依頼】協議を行った。

出席者　榊会長ほか17名

**３月１７日**　第２回地区会長協議会を開催。令和３年度シニア共済の収支現況、フッ化物応用推進事業、新型コロナウイルス感染症への対応、選挙関係諸規則の見直し、提出議題・要望等について協議を行った。

出席者　立原日立歯科医師会会長ほか27名

**３月２４日**　県要保護児童対策地域協議会保健・医療部会がWEB会議として開催され、要保護児童等の問題に対する連携協力の強化ほかについて協議が行われた。

出席者　小林常務

**３月２５日**　第４回体験入学を開催。歯科衛生士科24名、歯科技工士科２名の参加者に対して学校施設説明などを行った。

**３月２７日**　日学歯「学校歯科医生涯研修制度」基礎研修・茨歯会学校歯科医研修会をWEB研修（会場参加も可）として開催。学校歯科保健概論、学校歯科保健における保健教育、学校歯科医の実際の活動、保健管理、組織活動、について研修を行った。

受講者　39名

**３月３１日**　未就業歯科衛生士復職支援のための講習会を開催。シャープニング、スケーリング、アルジネート練和の実習の後、歯科衛生士の役割についての講義～まず一歩ふみだすために～と就職相談を行った。

受講者　１名

**３月３１日**　歯科特殊健康診断認定歯科医師講習会を開催。産業口腔保健統括マネージャーの伊藤博明先生が歯科特殊健康診断の目的や手順、報告について講演し、戒田敏之先生は「歯科医師による健康診断での留意事項」について講演を行った。

受講者　35名

４月　７日　茨城歯科専門学校令和４年度入学式を挙行。歯科衛生士科53名、歯科技工士科５名の入学を許可した。なお、今回も新型コロナウイルスの影響により規模を縮小しての開催となった。

４月１３日　第１回社会保険正副委員長会議を開催。令和４年度第１回委員会、指導、疑義、審査、理事会、診療報酬改定について協議を行った。

出席者　大字副会長ほか３名

４月１３日　第１回社会保険委員会を開催。疑義について協議を行った。

出席者　大字副会長ほか22名

４月１５日　労働保険年度更新説明会がホテルテラスザガーデン水戸にて開催され、労働保険年度更新業務ほかについての研修が行われた。

出席者　須能

４月１７日　医療安全管理研修会を開催。『歯科外来診療環境体制加算（外来環）算定に必要な器具と緊急時・偶発症の使用方法について』の演題で日本大学松戸歯学部歯科麻酔学講座専任講師の下坂典立先生が講演された。

受講者　65名

４月１７日　広報座談会を開催。「フッ化物洗口モデル事業を考える」をテーマにフッ化物洗口モデル事業の全体的な感想、問題点や反省点、そしてこれから、県下の学校に普及拡大していくためにはどのようなことが必要かについてフッ化物洗口モデル校学校歯科医と担当役員、広報委員会の間で意見・情報交換を行った。

出席者　モデル校学校歯科医４名　大字副会長ほか10名

４月１８日　第16回県新型コロナウイルス感染症対策協議会がWEB会議として開催され、第６波における医療提供・検査体制等の振り返りについて協議が行われた。

出席者　榊会長

地域保健委員会だより

# 令和３年度　歯科特殊健康診断認定講習会

地域保健委員会　根本　光

令和４年３月31日（木）に『歯科特殊健康診断認定講習会』が開催されましたので報告いたします。今回の講習会は、WEBでの開催となりました。参加者は35名でした。

講演は、茨城県歯科医師会産業口腔保健統括マネージャー・労働衛生コンサルタントの伊藤博明先生、茨城県歯科医師会産業口腔保健統括マネージャーの戒田敏之先生が講演されました。

まず、地域保健担当理事の北見英理先生より挨拶と講演に関しての趣旨説明がありました。また、日本歯科医師会が産業歯科保健ワーキンググループを設置し産業歯科保健についての資料を作成していることの説明がありました。

伊藤先生から『～歯科医師による健康診断～歯科特殊健康診断』をテーマとして歯科特殊健康診断の目的や手順そして報告について講演されました。

事業者は労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して健康診断を実施し、労働者は事業者が行う健康診断を受けなければなりません。事業者に実施が義務付けられている健康診断のうち、特定の有害物質を取り扱う労働者や有害な環境で働く労働者に対して『歯科特殊健康診断』を行わなければなりません。これは、労働者数、取扱いの多少に関わらず歯科医師による健康診断が義務付けられています。

労働衛生の目的は、「働く人たちが健康で気持ちよく、生き生きと働けるようにすること」であり、①作業環境管理 ②作業管理 ③健康管理の３管理が重要です。そして、衛生管理体制と衛生教育を加えた５管理が労働衛生のすすめ方の基本となります。

歯科特殊健康診断は、有害要因（酸、フッ化水素、黄りん等）に起因する、口腔内に現れる健康障害（酸蝕症、口内炎、皮膚炎等）を診ることであり、問診は必須となります。通常の歯科健康診断とは異なり、う蝕と歯周疾患は診ません。

**【歯科特殊健康診断を行う流れ】**

①衛生担当者・衛生推進者・担当者との打ち合わせ

相互の信頼と歯科特殊健康診断に対する理解を深める。

健診内容・事業者からの要望を確認する。

②実施日・時間・場所・料金等の決定

問診票・業務歴等の必要事項は、事業者が事前に調査して記入する。

③歯科特殊健康診断の実施

実施前に該当作業場の職場巡視をすることが望ましい。

場合によっては作業場の見取図や作業環境測定の結果も確認する。

④歯科特殊健康診断実施時の歯科保健・健康教育指導・衛生教育を行う

⑤結果報告

事業者への報告・事業者を通じて管轄の労働基準監督署に報告する。

⑥定期的歯科特殊健康診断を実施

６ヶ月以内ごとに１回定期的に行う。

歯科特殊健康診断において職場巡視が望ましく、問診は必須であり時間をかけて丁寧に行う必要性があります。

**【職場巡視】**

①現場を見せてもらう

歯科医師の職場巡視の根拠は「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」にあります。

②現場で何を見るか

労働管理の３管理（作業環境管理→作業管理→健康管理）に従って見る。

・空気の状態を見る（作業環境管理）：局所排気・全体換気装は機能しているか。

・作業方法を見る（作業管理）：保護具は使用・管理されているか。作業姿勢に無理はないか。

・健康状態を見る（健康管理）：顔色が悪くないか。活気があるか。

・５Sを見る：整理、整頓、清潔、清掃、しつけ

**【問診内容】**

①作業歴

現在の作業場だけではなく、過去の就業状況（高専・大学・大学院での使用状況も含め）

②作業頻度、取扱物質の使用量、作業方法

時間的、量的、危険度等の確認

③保護具の使用状況・換気の有無

常時使用しているか、作業時のみか、何を使用しているか

どのような局所排気装置か、全体換気か

＊鑑別診断を行う為には職場巡視・問診に加えて口腔内写真の撮影が必要となる。

＊歯科特殊健康診断終了後、１ヶ月以内に茨城県歯科医師会事務局に報告書を提出する。

続いて戒田敏之先生が、『歯科医師による特殊健康診断での留意事項』をテーマに講演をされました。

歯科特殊健康診断は、地域・学校保健で実施する健診とは違い、個々の事業場との打ち合わせが大切であり、歯科医師側から積極的にアプローチすることが重要である。

①事業場を知ることが肝心

産業保健の基本である。

労働者の健康管理は職場を知ることが大切。

②職場巡視

作業環境管理・作業管理の確認の為に、必ず職場巡視を実施してもらいたい。

職場巡視は、歯科医師が知識をもった上で巡視しなければいけない。

③実施場所

原則として、事業場内で実施することが望ましい。

④歯科特殊健康診断を行う歯科医師の育成

現時点で、歯科特殊健康診断は茨城県歯科医師会の委託事業です。

今後は、各地区でこの事業を継続するためにコアになる歯科医師を育成することが必要。

THP（トータルヘルスプロモーション）が大幅に改正された。その中に、労働者の健康保持増進措置のためには、歯科健診・口腔保健指導が必要であると記載されている。茨城県歯科医師会では、平成18年から口腔保健検査・指導のために口腔機能健康測定を実施している。

歯科特殊健康診断やTHPでの口腔保健指導・歯科健診を積極的に行うことで、間接的に患者増加やかかりつけ歯科医機能の拡大の可能性がある。臨床だけではなく保健事業や教育事業を大切にしてほしい。

今回の講習会で、歯科特殊健康診断を行うにあたっては事業場を知ること・事業場との信頼関係が重要であり、歯科医師が産業保健に対しての知識を身に付ける必要性があることを感じました。今後は、臨床だけではなく保健事業・教育事業を大切にしていこうと思います。

# 医療＋管理委員会だより

## 歯科衛生士復職支援講習会

医療管理委員会　飯塚　知明

令和４年３月31日、茨城県歯科医師会館にて珂北・東西茨城・水戸地区歯科衛生士復職支援講習会が開催されました。天候にも恵まれ春の暖かさを感じる今回は、水戸市から一名のご参加でした。

講習を担当した三名の講師はマスク・フェイスシールドを使用し、感染対策を徹底した上で懇切丁寧な講義、実習を行っていました。

参加者の方も実習にあたって積極的な姿勢で質問などをされており、今後の歯科臨床への前向きな心構えが感じられ、有意義な時間となったことでしょう。

実習内容

・キュレットスケーリング
・PMTC
・TBI
・アルジネート印象

実習では模型をユニットに固定し、実際のポジショニングに倣った形式で行い、それぞれの実習ではただ単に技術や手法のみならず、準備から片付けに至るまで一つ一つの動作を講師が文字通り、手取り足取り指導していました。

また、担当の委員も自らの経験に基づいた臨床的なアドバイスや現在の歯科医院の状況などを話し、少人数だからこそのメリットが十分に活かされた講習会となりました。

コロナ禍の昨今、参加者の多寡はありますが三地区合同の歯科衛生士復職支援講習会は継続して開催されています。

歯科衛生士として復職を検討されている少しでも多くの方に、本事業を知っていただき活用をしていただくことが、茨城県の歯科界を盛り上げていくために不可欠なことと考えております。そのために、茨城歯科専門学校での開催に限らず、県内各地で（どなたかの医院をお借りして）開催をするということも、参加へのハードルを下げる意味で検討の余地があるのではないでしょうか。

実習後に行われた就職相談では、県内全域から10件を超える求人が紹介されており、先生方の復職支援に対する真摯なお考えが垣間見られ、参加者の方も真剣に就職を検討されていました。

本事業は、ブランクのある歯科衛生士の実技的な復職を支援するというだけではなく、歯科衛生士不足に悩まれている先生方へ歯科衛生士を斡旋するという、双方のニーズを橋渡しするのが大きな目的となります。そのため、各地で積極的に復職支援が行われることにより、参加者のみならず先生方にも大きなメリットがあると思われます。

ぜひとも先生方のお知り合いに歯科衛生士への復職を考えておられる方、または退職を予定されているがいずれ復職を検討されている方など、せっかくお持ちの国家資格を眠らせてしまうことが惜しい方をご存知でしたら、茨城県歯科医師会は復職支援講習会を積極的に実施しているということをお伝えいただけると幸甚です。

そして、これからも歯科衛生士は必要不可欠な存在であるということを熱く語っていただきたいと思います。

学校歯科委員会だより

# 令和３年度
# 「日学歯学校歯科医生涯研修制度」基礎研修
# 併催　茨城県歯科医師会学校歯科医研修会開催報告

学校歯科委員会　　髙木　幸江

令和４年３月27日、（公社）日本学校歯科医会生涯研修制度「基礎研修」が茨城県歯科医師会館において開催されましたのでご報告させていただきます。新型コロナ感染症のため、昨年に引き続きWEB開催となりました。講師は茨城県歯科医師会学校歯科委員会委員が担当いたしました。

**趣旨説明　茨城県歯科医師会　副会長 鶴屋誠人**

全ての学校歯科医が歯科医師としての専門性を活かしながら教育者としての資質を備え、積極的に学校歯科保健活動を推進し、生涯にわたってその資質の維持と向上を図り幼児、児童生徒及び教職員の歯･口腔の健康増進に貢献することを目的とし、その中で学校歯科医がその職務を行う上で、理解していなければならない基本的な事項の講習です。学校歯科医の職務、学校歯科保健の目的、学校歯科医の公的身分が学校保健安全法で定められています。

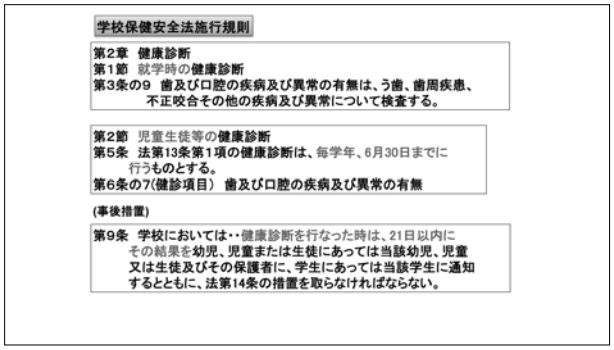


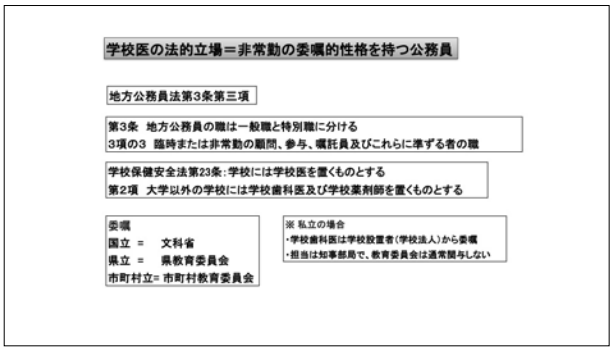


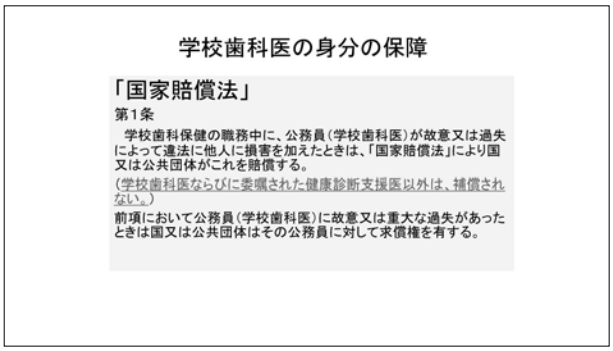


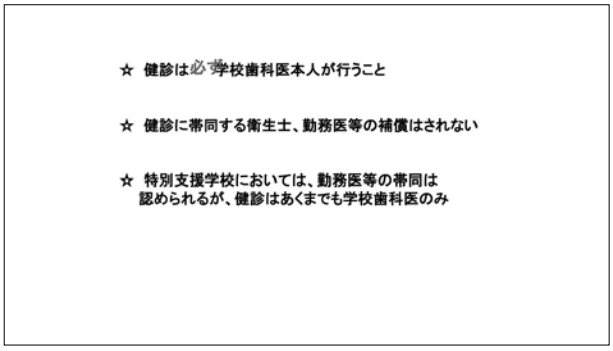


**講義１「学校歯科保健概論」**

**西南地区　長澤篤委員**

私たち歯科医師は歯科医師法により歯科医療と保健指導を司ることにより、公衆衛生の向上及び

増進に寄与することが示されております。歯・口の状態は、子供の生活習慣の状況を反映することから、「歯・口の健康づくり」は、健康教育の題材に適し、更に問題発見・解決型学習を主体とした健康教育の題材にも適し、人間性の陶冶（とうや）にも優れています。まさに、子供たちの「生きる力」の育成に重要な活動となります。子供たちの「歯・口の健康づくり」を後押しする学校歯科保健活動は、歯科保健教育と歯科保健管理によって行われ、これらを円滑に行うためには組織活動が必要です。

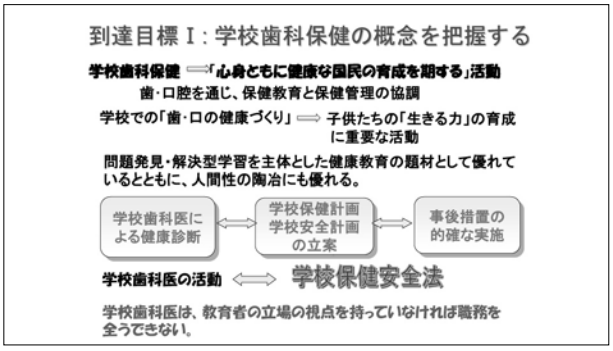


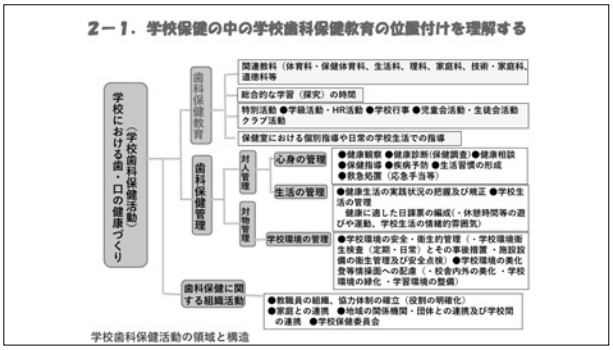


## 講義２「学校歯科保健における保健教育」

県南地区　櫻井英人委員

## 「学校歯科医の実際の活動について」

土浦石岡地区　髙木幸江委員

学校歯科医は歯科健康診断のみを行うだけでなく、歯科健康診断の結果から養護教諭や学校長と課題を検討し、児童生徒が自立して健康増進を図るための教育を行う義務があります。学校で学んだことが子供たちの生きる力となって明日に、そしてその先の人生につながって欲しい。これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断して行動しそれぞれに思い描く幸せを実現して欲しい。

そして明るい未来を共に作っていきたい。小学校で2020年度から始まった新しい学習指導要領にはそうした願いが込められています。

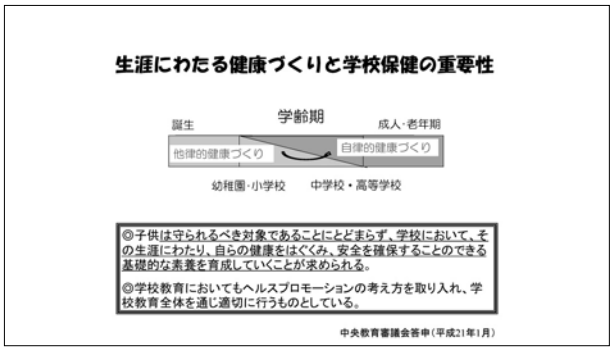


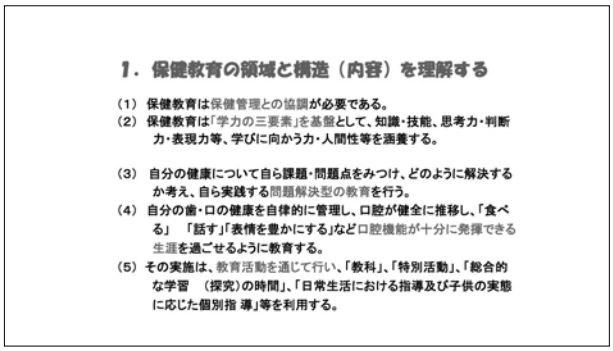


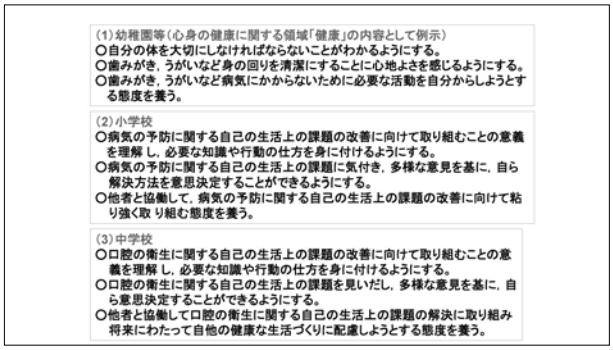


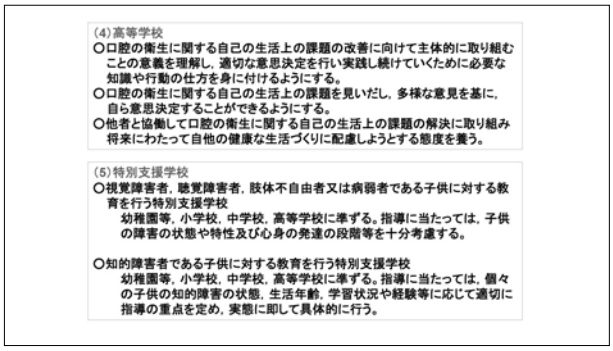

## 講義３「学校歯科保健における保健管理」

珂北地区　青砥聖二委員
水戸地区　関根靖浩委員

教育の場で行われる健康診断は健康の保持増進を目的とした健康状態の把握であり、確定診断ではありません。また、健康診断は特別活動（保健安全、体育的行事）として教育活動の一環として位置づけされています。健康診断を通して児童生徒自身が歯や口腔状態を把握し、健康の保持増進の意欲を高める保健教育の面を重視する必要があります。また、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の歯科的兆候を頭にいれて健診する事が大切です。

令和３年４月より、１歯の歯牙欠損に対して「歯牙欠損見舞金」（現金給付）が新設されました。

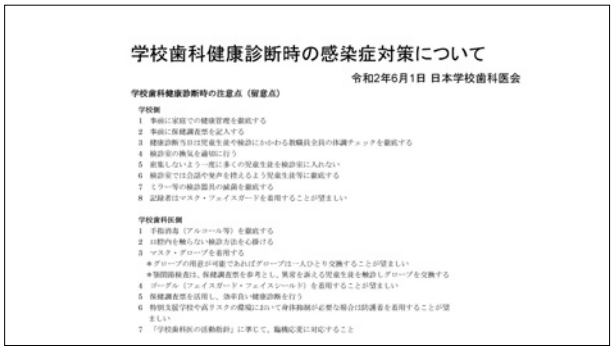


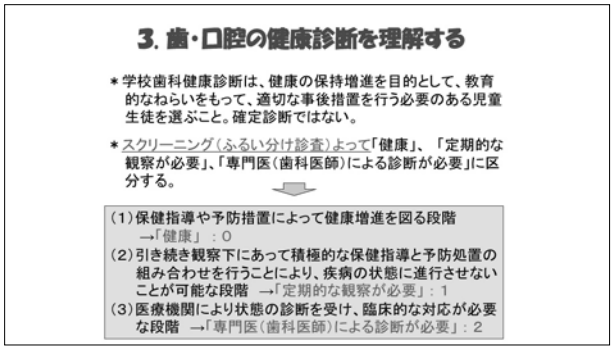


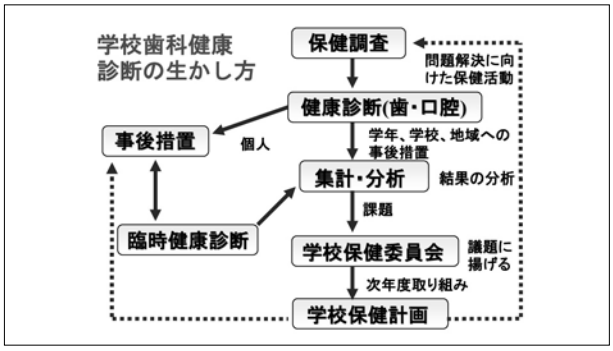


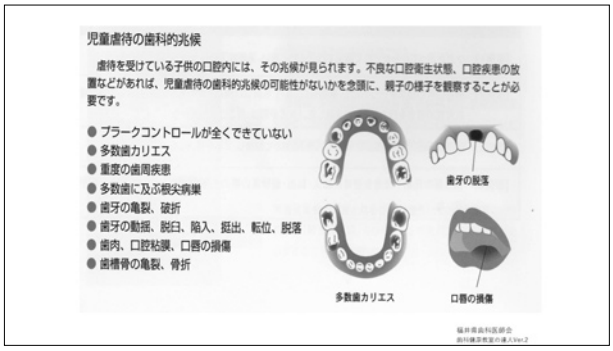

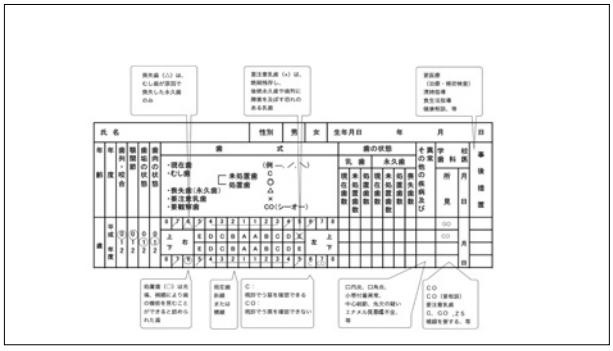

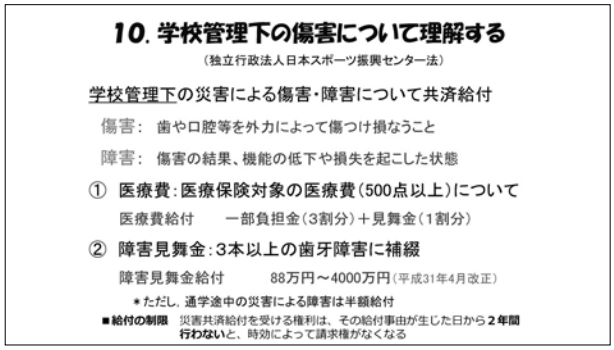

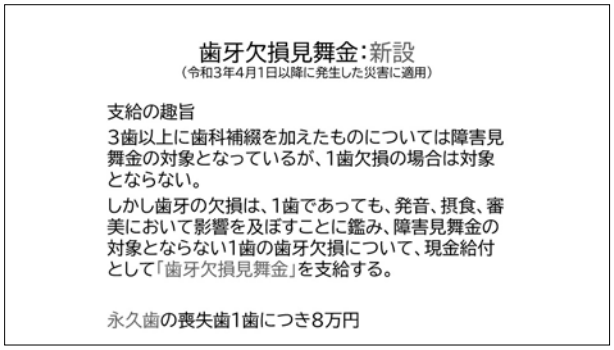


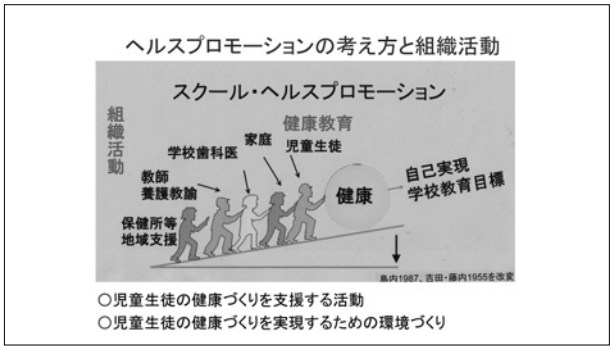


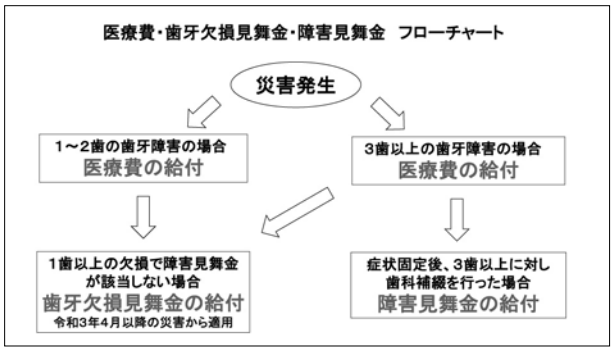

**講義４「学校歯科保健における組織活動」**

**つくば地区　髙田将生委員**

組織活動は、保健教育と保健管理を円滑かつ効果的に進めるために環境を整備し支援する活動で、校内の保健関係教職員や学校外の専門家（医師・歯科医師・薬剤師等）や家庭・PTA・地域の関係機関との連携によって行われます。

日本学校歯科医会（日学歯）の会員で、この講習会を受講修了した先生には「基礎研修修了証」が交付されます。有効期間は終了年度から10年です。また、ご承諾頂いた方は日学歯HP及び茨歯会HPでお名前を公開しております。

日本学校歯科医会（日学歯）の生涯研修には、基礎研修の他に更新研修、専門研修がありますので、ご活用ください。

日本学校歯科医会（日学歯）へのご入会をご希望の先生は茨歯会事務局までお問い合わせください。

# 専門学校だより

## 【令和３年度　国家試験結果報告】

令和４年３月25日（金）に歯科衛生士、歯科技工士国家試験の合格発表がありました。受験結果と受験状況についてご報告致します。

歯科衛生士科
　試験実施日　令和４年３月６日（日）
　受験者数　　47名
　合格者数　　44名
　（他　既卒者 ４名受験　３名合格）
受験状況（全　国）
　合 格 率　　95.6％
　受験者数　　7416名
　合格者数　　7087名

歯科技工士科
　試験実施日　令和４年２月20日（日）
　受験者数　　11名
　合格者数　　11名
受験状況（全　国）
　合 格 率　　94.8％
　受験者数　　872名
　合格者数　　827名

（文責　小田倉）

## 【令和４年度　入学式挙行】

４月７日（木）午前10時より茨城県歯科医師会館講堂で茨城歯科専門学校の入学式が挙行されました。今回も前年度と同様に、新型コロナウイルスの感染予防のため規模を縮小しての開催となりました。

本年度の新入生は歯科衛生士科53名、歯科技工士科５名（全員男子）です。

式は、堤浩一郎副校長の司会により進められ、校歌演奏に続き小澤永久、野口知彦両科教務副部長が入学生の氏名点呼を行い、大字崇弘校長が入学許可を宣言されました。

その後、大字崇弘校長が式辞を「本校の目標、使命は皆さん全員の国家試験合格でありますが、しかし、それだけでなく人生において一番楽しい青春の一ページを築く重要な時期を、この学び舎で築いていただきたいと思います。皆さんのこれからの学生生活は、毎日が初めて出会う専門的な知識や技術の修得を中心としたものになります。戸惑いや悩み・苦しみを伴うこともあろうかとは思いますが、これから社会で医療人として生きていくために一つひとつを乗り越えていってください。」と述べられました。

次に榊正幸名誉校長の訓辞では「国家試験は、毎年段々と難しくなっているようですが、これから歯科衛生士科は３年間、歯科技工士科は２年間、しっかりと勉学し、自信を持って臨めば必ず

合格しますので、準備は怠らないでください。皆さんには、是非、歯科衛生士、歯科技工士として茨城県の地域医療に貢献していただきたいと思います。」と述べられました。

式辞を述べる大字崇弘校長

このあと、入学生代表の内山蓮太さん（歯科技工士科）が「学則を守り、学生の本分に従って学業に精励します。」と誓いの詞を、在校生代表の白土優美さん（歯科衛生士科）が「歯科医療の道を選んだ者として、ともに手を繋ぎ、互いに切磋琢磨しながら、学業成就のために努力しましょう」と歓迎の詞を送りました。

誓いの詞を述べる内山さん

歓迎の詞を述べる白土さん

次いで、特待生の表彰が行われ、

◇歯科衛生士科２年
　　稲石真純さん
◇歯科衛生士科３年
　　白土優美さん
◇歯科技工士科２年
　　寺田あこさん

以上両科の３名に対して学校長から認定証書とともに褒賞金が授与されました。

入学生は記念撮影のあと、まだ緊張のとけない様子で各科教室へ移動し、これからの学校生活についての説明を受けました。

また、保護者の方々には懇談会が設けられ、教職員の紹介、教育方針、年間の予定、国家試験に向けての対策、家庭との連携などについての説明と質疑応答を行い相互の理解を深めました。

（文責　川崎）

有限会社 アイ・デー・エス は、

# 各種保険の代理店・集金業務

を行っております。

〈損害保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

〈生命保険会社〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

朝日生命保険相互会社

日本生命保険相互会社

大樹生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社

住友生命保険相互会社

第一生命保険株式会社

アフラック生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〈取扱保険商品〉

医師賠償責任保険

個人情報漏えい保険

クレーム対応費用保険

所得補償保険

長期傷害所得補償保険

家族傷害保険

デンタルファミリー傷害保険

ゴルファー保険

自動車保険

火災保険

グループ保険（団体定期保険）

小規模企業共済

新規加入、増額変更、何なりとご用命ください。

## 有限会社 アイ・デー・エス

代表取締役　榊　正幸

水戸市見和 2 丁目 292 番地の 1 茨城県歯科医師会館内　Tel:029-254-2826

# みんなの写真館

photo Gallery

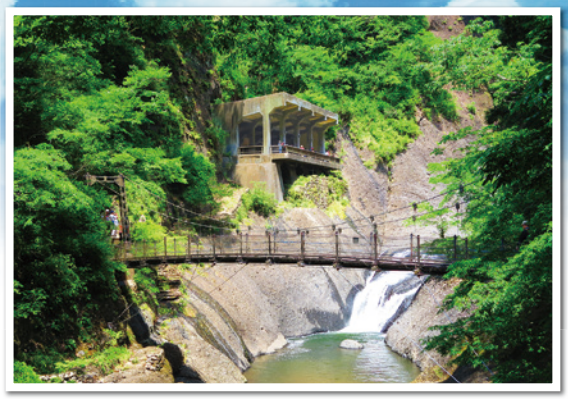

(社)鹿行歯科医師会
出久根 亮一

## 会　員　数

令和4年3月31日現在

| 地　　区 | 会員数(前月比) | |
|---|---|---|
| 日　　立 | 114 | |
| 珂　　北 | 143 | |
| 水　　戸 | 155 | |
| 東西茨城 | 73 | |
| 鹿　　行 | 101 | |
| 土浦石岡 | 181 | |
| つ く ば | 141 | |
| 県　　南 | 174 | |
| 県　　西 | 154 | |
| 西　　南 | 100 | −1 |
| 準 会 員 | 7 | |
| 計 | 1,343 | −1 |

| | |
|---|---|
| 1種会員 | 1,134名 |
| 2種会員 | 83名 |
| 終身会員 | 119名 |
| 準 会 員 | 7名 |
| 合　　計 | 1,343名 |

## みんなの写真館写真募集！

このページには皆さんからの写真を掲載できます。表紙写真に関連した写真、ご自宅の古いアルバムに埋もれた写真などをお送り下さい。

Ibaraki Dental Association
公益社団法人 茨城県歯科医師会

**茨　歯　会　報**

発行日　令和４年５月
発　行　茨城県歯科医師会　水戸市見和2丁目292番地の1
電　話　029(252)2561～2　FAX　029(253)1075
ホームページ　http://www.ibasikai.or.jp/
E-mailアドレス　id-05-koho@ibasikai.or.jp

発行人　渡辺　進
編集人　柴岡　永子

VEGETABLE OIL INK　この会報には、環境に配慮して植物油インキを使用しております。